

## ■カムイ光Rサービス利用約款■

株式会社 e-style

株式会社 e-style（以下、当社といいます。）は、当社サービスを契約された皆様（以下「契約者」といいます。）に適用されるカムイ光Rサービス利用約款を以下の通りに定め、契約者は本約款を遵守して当社サービスの提供を受けるとともに、これを承諾します。

### 第1章 総則

#### 第1条（約款の適用）

当社は、次条以下の規定にて定めたカムイ光Rサービス利用約款（以下「約款」といいます。）に基づき、この約款に定めるサービスを提供致します。

#### 第2条（約款の変更）

当社は、契約者の承諾無くこの約款を変更することがあります。約款が変更された後のカムイ光Rに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は契約者に不利益となる約款の変更については2ヶ月前に、それ以外の約款の変更については一定の予告期間をもって、当社が適切と判断する方法（ウェブサイト上での表示、契約者に対する電子メールでの通知等の方法を含みます）で契約者に事前に通知します。

#### 第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 ブロードバンドサービス	広帯域回線を使用して他人の通信を媒介すること
3 カムイ光Rサービス	当社が提供するサービス
4 契約者	当社とカムイ光Rサービス契約を締結している者
5 契約物件	カムイ光Rサービス契約を締結した対象建物
6 遠隔監視	当社がカムイ光Rサービス契約に基づき設置した電気通信設備の接続状況を、ネットワークを用いて監視すること
7 月額基本料金	当社と契約者の間で定めたカムイ光Rサービス月額利用料（リース費用は除く）

#### 第4条（カムイ光Rサービスの内容）

このサービスは、契約者の建築、管理または所有するマンション、ビル、ホテル等建物（以下「契約物件」といいます）に当社のブロードバンドサービスを一括してご利用いただくための広帯域回線の敷設および引込工事、電気通信設備の設置、インターネットサービスプロバイダ業務、電気通信設備の遠隔監視、保守・ユーザーサポート等の業務を、全て当社が一括して行うというものです。

2. 本サービスはベストエフォート型のインターネットに接続するサービスであり、電気通信設備の状況や他回線との干渉、交換機収容局からの距離などにより速度が低下することがあります。

3. 本サービスは、インターネットに接続することを保証するサービスではありません。

#### 第5条（カムイ光Rサービスの提供区域）

カムイ光Rサービスの提供区域は、日本国内の全ての地域とします。（但し、一部離島等での提供ができない区域もあります。）

### 第2章 カムイ光Rサービスの利用契約

#### 第6条（契約の申込）

カムイ光Rサービス契約の申込みをするときは、本約款を承認していただいた上で、必要事項を記載した当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

#### 第7条（契約内容の確認）

契約者は、契約申込書に記載された内容をすべて確認・承諾の上、当社との契約手続を行うものとします。

#### 第 8 条 (契約申込の成立)

契約申込は、前条の契約手続をすべて完了し、当社がこれを承諾したときに成立します。

#### 第 9 条 (契約内容の誠実義務等)

契約者および当社は、契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行う義務があります。

2. 契約書に定めがない事項で必要なものについては、契約者および当社は、誠意をもって協議するものとします。

#### 第 10 条 (設備等の設置条件)

契約者は、カムイ光 R サービスを利用するために必要な電気通信設備を当社との協議の上、設置するためのスペースを提供するものとします。

#### 第 11 条 (設置後のサポート)

当社は、設備等の設置が終了した後、以下のサポートを行います。

- ① ルーター等の電気通信設備の遠隔監視保守
- ② 契約物件の入居者様からの電話・FAX・封書・WEB等によるお問い合わせへの対応
- ③ 第 17 条に基づき定義された電気通信設備の保守サービス

#### 第 12 条 (契約内容の変更)

契約内容の変更を行う必要が生じた場合は、契約者と当社の協議の上、書面により変更できるものとします。

#### 第 13 条 (契約者の変更)

契約者は氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、速やかに当社へ連絡し、当社指定の書面にて変更手続を行うものとします。

#### 第 14 条 (カムイ光 R サービス利用期間)

当社サービスは、サービスの開始日から提供いたしますが、契約上の利用期間起算日は利用申込に対して当社がこれを承諾した日の翌月 1 日とします。

2. 当社サービスについては当社が最低利用期間を定めることが出来るものとし、サービスの最低利用期間は 1 年間とします。なお最低利用期間の起算日は契約上の利用期間起算日に準じます。

3. サービスの開始日以降、契約者は最低利用期間満了日までの利用料金を支払うことで、最低利用期間満了日前においても当社サービスの利用契約を解約することが出来るものとします。

4. 当社サービスの利用契約は自動的に更新されるものとします。

#### 第 15 条 (カムイ光 R サービスの中止・中断)

当社は、以下の事項に該当する場合、カムイ光 R サービスの提供を中止もしくは中断することができます。

- ① 設備の保守もしくは工事を定期的または緊急に行う場合。
- ② 天災事変、火災、盗難その他の非常事態により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合。
- ③ 契約者の支払滞納期間が 2 ヶ月以上に及んだ場合。
- ④ その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。

#### 第 16 条 (契約の解除)

契約者および当社は、相手方が契約内容に定められた義務の履行を怠った場合は、その履行を勧告し、相手方が 1 ヶ月以上その義務を履行しないときは、契約を解除することができます。

2. 契約者および当社は、契約有効期間中にもかかわらず特別の事情を生じた場合、書面による 3 ヶ月前の予告期間をもって相手方の承諾を前提に契約を解除することができます。

3. 前項の規定により、契約者がサービスを解約する場合には、下記に定める費用を当社に一括して支払うものとします。

① 第 14 条第 2 項に定める最低利用期間の経過前の解約の場合には、機器類の撤去工事に必要な諸費用を一括して支払うものとします。

### 第 3 章 保守

#### 第 17 条 (保守の対象機器)

保守の対象となる機器は（以下定義されたものを「対象機器」といいます）、当社がサービス提供のために設置した機器とします。

#### 第 18 条（保守サービスの範囲）

保守サービスとは、当社が使用权をもつ対象機器に故障が発生した場合、当社が契約者の要請に基づき、技術員を対象機器設置場所に派遣し、対象機器の修理・調整を行うことをいいます。ただし、修理・調整の結果、部品交換を要する場合は、第 21 条の規定に従うものとします。

2. 保守対応時間は第 23 条記載の時間帯に限るものとし、保守対応時間が保守サービス時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の保守サービス時間帯に技術員を派遣するものとします。

3. 当社は、保守サービスを当社指定の第三者に再委託することができるものとし、この再委託により発生する債務はすべて当社が負うものとします。

4. 保守サービスには対象機器の陳腐化による、当社の判断による機器の交換・更新を含むものとします。

#### 第 19 条（保守サービスの料金）

保守サービスの料金は、月額基本料金に含むものとします。

#### 第 20 条（設置場所変更）

契約者が対象機器の設置場所を変更しようとする場合は、事前に新しい設置場所を当社に通知するものとします。設置場所の変更に伴い、契約内容の変更を当社が必要と判断した場合、当社は別途契約者と協議のうえ、契約内容を覚書で変更または解除することができます。

#### 第 21 条（保守に係る部品交換）

対象機器の保守に必要とする交換部品・付属部品等の取扱いについては、契約者の実費といたします。ただし、契約上の利用期間起算日より 7 年間は当社が負うものとします。

#### 第 22 条（対象機器の保険）

当社が対象機器に保険をかけ、当社が保険金受取人になることを契約者は防げないものとします。

#### 第 23 条（保守サービス対応・受付時間帯）

保守サービスの対応・受付時間帯は、以下の時間帯で対応・受付をいたします。

①10：00～20：00 年中無休

2. 遠隔による共用設備の監視についても上記と同様とします。

#### 第 24 条（反社会的勢力の排除）

契約者（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます）は、過去、現在および将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないことを保証し、および暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。

2. 契約者が前項の規定に違反した場合には、当社は事前に通告することなく契約者の本サービス利用を停止し、または登録を削除する等の措置を講じることができるものとします。これにより契約者に何らの不利益または損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 25 条（契約者の責任義務）

契約者は、以下の事項においてその責任と義務を負うものとします。

①当社の指定する技術員が対象機器の保守を実施する上で、対象機器設置場所および契約者の契約物件の敷地内に立ち入ることを認める。

②当社が対象機器設置場所に立ち入る際に、施錠箇所の開錠等に協力する。

③カムイ光 R を利用するために必要な電気通信設備で消費する光熱費（電気等）を無償で提供する。また、その提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任において行い、当社は、電力供給に対する何らの責務を負わないものとします。

④当社の指定する技術員が対象機器の保守を実施する上で必要な光熱費（電気等）を無償で提供する。また、その提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任において行い、当社は、電力供給に対する何らの責務を負わないものとします。

⑤契約者の都合による計画停電を行う場合は、停電の概ね 1 ヶ月前までに当社に日程等の通知を行う。

#### 第 26 条（保守サービスの提供期間）

保守サービス提供期間は、第14条のカムイ光Rサービス利用期間の規定に準ずるものとします。

#### 第27条（保守サービスの解約）

保守サービスの解約は、第16条の本契約の解除をもって履行されるものとします。

### 第4章 支払

#### 第28条（支払方法）

支払方法は、当社が別途指定した期日までに、当社が指定した金融機関の自動振替等により支払うものとします。この場合、当社は金融機関の預金口座振替依頼書に基づき、請求書並びに領収書は発行しないものとします。

2. 加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の当社が指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

3. 契約者の支払が遅延した場合、契約者は当社に対して、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に応じ、年14.6%の割合で計算して得られた額を遅延損害金として支払うものとします。

4. 前号の支払の遅延が発生した場合、当社は、契約者の支払が完了するまでの間、サービスの提供を中断することができます。

5. 支払済の月額基本料金はいかなる場合も返却されないものとします。

6. 消費税などの公租公課および金融機関等への振込手数料は契約者の負担とします。

#### 第29条（期限の利益の損失）

契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、契約者は当社に対する債務の支払について、ただちに期限の利益を失い、その債務の支払を行うものとします。

①解散の決議をした場合

②本契約約款第16条に基づき契約が解除された場合

### 第5章 権利義務譲渡・地位の承継

#### 第30条（権利義務譲渡）

契約者は、契約物件の転売等を行った場合、契約内容に基づく権利および義務の全部を転売先に譲渡し、サービス継承義務を遂行するものとします。

2. 当社は、前項の規定により契約者の権利義務譲渡の承認の請求があったときは、権利義務の譲渡を受けようとする者が料金その他債務の支払を現に怠り、または怠る恐れがある場合、その他当社の業務遂行上支障がある場合をのぞき、これを承認します。

3. 契約者の譲渡があったときは、権利義務の譲渡を受けた者は、本契約の有していた一切の権利および義務を継承します。

#### 第31条（契約者の地位の承継）

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の変更があったときは、相続人または合併後相続する法人、合併もしくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出るものとします。

2. 前項の場合に、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と決め、これを届け出るものとします。また、これを変更するときも同様とします。

3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社はその地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 第6章 損害賠償

#### 第32条（損害賠償）

当社は、カムイ光Rサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により、カムイ光Rサービスの提供が停止した場合には、そのサービスが全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信・通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が認知した時刻を起算として、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約書に定めた基本月額料金を発生した金額とみなし、その額に限って賠償します。

2. 天災地変その他不可抗力等、当社の責めに帰さない事由により、カムイ光Rサービスの提供が停止した場合には、当社は速やかに契約者に通知の上、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。また、

その停止により契約者に発生した損害、逸失利益については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

3. 契約者の責めに帰すべき事由により、カムイ光Rサービスの提供が停止した場合には、当社は、契約者の申し出により契約者と協議の上、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。この場合、必要な措置に関する費用については契約者の負担とします。

#### 第33条（協議）

カムイ光Rサービス契約の履行に関し契約者と当社間に疑義が生じた場合、両者は協議の上誠意をもって解決に努めるものとします。

2. 前項の協議を行ってもなお解決できず、訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

### 第7章 個人情報

#### 第34条（個人情報）

当社は、カムイ光Rサービスの提供に関連して知り得た契約者および第三者の個人情報については、次の各号に掲げる場合をのぞいて一切使用しないものとします。また、個人情報の取扱いにあたっては、適法かつ公正な手段を用います。

①第3条に定めるカムイ光Rサービス内容を提供するにあたり、個人情報を適切に取扱うことを書面等で義務付けた業務提携先または業務委託先に対し、業務遂行の目的により個人情報を提供する場合。

②本サービスのサービス向上の目的で個人情報を集計および分析する場合。

③前号の集計および分析等で得られたものを、個人を識別・特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合。

④当社の商品・サービスの情報提供のためにDM等のご案内を差し上げる場合。

⑤本サービスの障害、不具合、事故発生時の調査・対応のために情報の開示または提供が必要とされる場合。

⑥人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

⑦裁判所、捜査機関からの照会等により使用する正当性がある場合

2. その他、上記に定めのない事柄に対しては、電気通信事業法に基づき適切かつ公正な手段を用い、個人の通信上の秘密は守られるものとします。

### 第8章 雑則

#### 第35条（準拠法）

本契約約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

### 第9章 附則

本契約約款は平成22年6月1日より効力を発するものとします。

平成29年12月14日 改定

令和2年3月10日 改定

令和7年4月15日 改定